

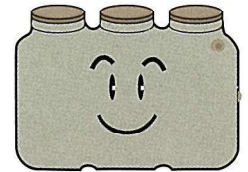
9 浄化槽引き取り制度



- 所有者の希望により、使用中の合併処理浄化槽を審査の上、市が引き取ります。
※引き取りの対象となる浄化槽は、公設浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽です。
- 引き取り後は使用料をお支払いいただき、市が清掃や保守点検を行います。
- 市の所有物として管理するため、通常の使用で不具合が生じた場合、市が修繕を行います。

◆引き取りの主な条件

- ①公設浄化槽制度の整備区域内にある使用中の合併処理浄化槽。
- ②住宅（2分の1以上を居住用に使用する併用住宅も含む）に戸別に設置され、処理対象人数が適正であること。
- ③引き取りまでの維持管理が適正に行われていること。
- ④浄化槽の周囲に維持管理に支障を及ぼす構造物（立木、庭石など）がないこと。
- ⑤浄化槽を設置している部分の土地の無償使用について同意があること。



申請時に必要となる書類

- | | |
|------------------|----------------------|
| * 浄化槽帰属申請書 | * 申請前1年以内の法定検査の結果の写し |
| * 浄化槽帰属同意書 | * 申請前1年間の清掃の記録 |
| * 住宅（浄化槽を含む）の配置図 | * 保守管理委託契約書の写し |

10 お問い合わせ先・申請の窓口

お申込みについては設置を希望する住宅のある区の下水道事務所へお問い合わせください。

北区・東区・中央区・江南区

東部地域下水道事務所

- 業務係 025(281)9561
- 排水設備係 025(281)9562
- ✉tobugesui@city.niigata.lg.jp

秋葉区・南区・西区・西蒲区

西部地域下水道事務所

- 業務係 025(370)6371
- 普及推進室 025(370)6372
- ✉seibugesui@city.niigata.lg.jp



公設浄化槽についての情報は
ホームページでもご覧になれます。

新潟市公設浄化槽

検索

